

## 総務委員会会議録

日時 平成20年2月29日（金） 開会時間 午前10時04分  
閉会時間 午後2時03分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 英機  
副委員長 丹澤 和平  
委員 土屋 直 中村 正則 森屋 宏 河西 敏郎  
岡 伸 木村富貴子 安本 美紀  
議長 内田 健

委員欠席者 なし

## 説明のため出席した者

企画部長 新藤 康二 県民室長 輿石 和正  
理事 山本 正文 理事 有泉 晴廣 理事 堀内 昭司  
企画部次長 小川 昭二 企画部次長（新行政システム課長事務取扱） 新津 修  
企画部次長（情報政策課長事務取扱） 笠井 一  
企画部次長（リニア交通課長事務取扱） 深沢 藤雄 県民室次長 藤原 克己  
企画部参事 小池 一男 企画部参事 大木 治雄 企画課長 古屋 博敏  
世界遺産推進課長 吉澤 公博 北富士演習場対策課長 山本 誠司  
統計調査課長 飯沼 義治 県民生活課長 高橋 哲朗  
食の安全・食育推進室長 齋藤 辰哉 生涯学習文化課長 大森 大一  
青少年課長 岩間 康 男女共同参画課長 清水 享子  
国際課長 小幡 尚弘

公安委員 鶴田 美枝 警察本部長 宮城 直樹  
総務室長 小野 忠則 警務部長 三木 邦彦 生活安全部長 柏木 昭俊  
刑事部長 長田 富士夫 交通部長 深沢 正和 警備部長 三森 義文  
警務部首席監察官 望月 政明 会計課長 宮崎 清  
警務課長 保坂 廣文 教養課長 清水 徹 監察課長 青柳 一郎  
厚生課長 中村 英治 情報管理課長 佐野 俊夫  
生活安全企画課長 川口 昭彦 地域課長 小林 茂樹  
少年課長 長沼 郁雄  
捜査第一課長 北村 正彦 捜査第二課長 仲村 健二  
組織犯罪対策課長 北林 亘  
交通部参事官 伊藤 厚 交通指導課長 清水 正平  
交通規制課長 有泉 辰二美 運転免許課長 山形 繁行  
警備第一課長 小沢 志郎 警備第二課長 進藤 文芳  
警察学校長 清水 俊夫

総務部長 古賀 浩史 会計管理者 新藤 満  
防災危機管理監 櫻本 安善 理事 笠井 智明 理事 浅川 幸治  
次長 花形 俊雄 次長（人事課長事務取扱） 輿水 修策  
次長（消防防災課長事務取扱） 笹本 勝相 職員厚生課長 原田 広幸

財政課長 原 昌史      税務課長 酒井 善明      管財課長 石合 一仁  
営繕課長 藤江 昭      私学文書課長 宮下 正範      市町村課長 久保田 克己  
出納局次長(会計課長事務取扱) 窪田 守忠      管理課長 武井 輝幸  
工事検査課長 佐野 今朝男

- 議題 第46号      山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例制定の件  
第48号      平成19年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予  
算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳  
出中総務委員会関係のもの、第2条継続費の補正中総務委員会関  
係のもの第3条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並び  
に第5条地方債の補正  
第54号      山梨県県税証紙特別会計補正予算  
第57号      山梨県公債管理特別会計補正予算

審査の結果      議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要      まず、委員会の審査順序について、企画部、警察本部、総務部・出納局の  
順に行うこととし、午前10時4分から午前10時18分まで企画部関係、休  
憩をはさみ、午前10時34分から午前10時40分まで警察本部関係、さら  
に休憩をはさんで、午前11時03分から午後2時03分まで総務部・出納局  
関係(この間、午前11時53分から午後2時02分まで休憩をはさんだ)の  
審査を行った。

主な質疑等 知事政策室・企画部関係

第48号 平成19年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条継続費の補正中総務委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第5条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 警察本部関係

第48号 平成19年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条継続費の補正中総務委員会関係のもの第3条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第5条地方債の補正

質疑

岡 委員

警2ページ。本部庁舎等整備費についてであります。知事部局にいたしましても、どこにいたしましても、減額補正という形で非常に努力されていることを感じるわけです。見ていても、減額補正額は、だいたい1割か1割以内と感じているわけです。ただ、ここの既定予算額が6,100万円に対して1,200万円の減額というのはあまりに多いなと感じているわけです。努力されたことに対しては敬意を表しますが、見通しが甘かったのかどうか、1点お聞かせ願います。

宮崎会計課長

建設工事に係る見積もりにつきましては、県の営繕単価基準に従って積算されております。実際の工事の入札の結果、減額されたものであり、適正であると考えております。

岡 委員

営繕のもので積算されたということですので、別のところで議論させていただきたいと思います。いずれにいたしましても、各部局が大変なご努力をされたということに対しては敬意を表します。以上です。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 総務部・出納局関係

第46号 山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第48号 平成19年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条継続費の補正中総務委員会関係のもの第3条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第5条地方債の補正

質疑

丹澤委員

この補正予算を見させていただきまして、ほんとうに苦労の跡がよく伺えます。10万円単位まで減額して、集めて集めて基金に繰り入れをする、積み立てをする、ほんとうに知恵を絞り、汗を流した跡だと思います。

私どもの今回の代表質問でもお話いたしましたけれども、まさに今、日本中の自治体が金のないときであります。金のないときには知恵を絞る、知恵が足りなければ汗を流すという、工夫をすることだと思いますけれども、実は、歳計現金の運用について、お伺いしたいと思います。

歳計現金は、地方自治法では安全かつ有利に保管をすることになっているわけですが、この運用は、座っていて、頭だけで稼ぐ、汗を流さずに頭で稼ぐという方法で、これは最も活用すべき方法だと思っていますけれども、山梨県の今年度の歳計現金の利子収入というのは、現時点でおわかりになる範囲で結構ですから、どれぐらいあったでしょうか。

窪田出納局次長

歳計現金の運用益でございますけれども、2月15日現在で1億4,449万円でした。以上です。

丹澤委員

これは基金も入っているんですか、歳計現金だけですか。

窪田出納局次長

歳計現金だけでございます。

丹澤委員

歳計現金だけで1億4,000万円、当然、基金の運用も出納局がしているわけですね。基金も含めると、幾らになりますか。

窪田出納局次長

現在のところ、5億円に若干欠け、4億9,900万円余となっております。

丹澤委員

では、まず基金のほうからですが、基金の運用はどのような金融商品でやっているんですか。

- 窪田出納局次長 基金も歳計現金も同じでございますけれども、山梨県の公金につきましては、公金管理の運用方針というものを、平成13年の末でございましたが、作りまして、それぞれ、この運用方針をきちっと守って行っています。けれども、基金につきましては、まず所管部局の方針を聞き、出納局でその運用を行っている。国債であるとか政府保証債、元金と利子が確実に入るもので、主に運用しております。
- 丹澤委員 運用している商品の種類は何ですか。国債とか譲渡性預金とか。
- 窪田出納局次長 国債、政府保証債、公営企業債、あとは大口定期ということになります。
- 丹澤委員 基金は大体取り崩す時期もわかっているし、それはかなり長期間にわたってできると思うんですけれども、それも、今はいろいろな金融商品がありまして、有利ということよりも、まず安全ということが一番大事なことから、高いものばかりに飛びつくというわけにもいかんでしょうけれども、歳計現金の運用というのが非常に工夫を要するもので、例えば税金が入ってくる、交付税が入ってくる、補助金が入ってくる、しかし支払いはまだ3カ月、4カ月も先だという場合には、それを運用することが大事なんですよね。出納局ではどういう方法で運用しているのでしょうか。
- 新藤会計管理者 確かに、基金のほうは取り崩す時期がわかりますし、長期間にわたって運用ができますので、国債とか政府保証債というものに回すことが可能でございますけれども、歳計現金につきましては、4月の予算で年度末にはほぼ使い切ってしまうので、途中の運用の期間、それから額によって利息その他が全く違ってきます。
- そこで、いかにして早く、歳出がいつどのくらいあるか、それから歳入が、税がいつどのくらい入ってくる、交付税がどのくらい入ってくるかということはいかに早くつかまえるか、承知をするか、それが一番の基本だと思っています。長期にわたっての話ですので、3カ月も4カ月も先のことはなかなか見きわめができませんけれども、大きなものだけですけれども、毎月、翌月の歳入と歳出の額を各部局に照会いたしまして調べています。1カ月ぐらい、それから、昨年度の実績、一昨年の実績等で、いつどのくらいのものが出ていくかということが推計されます。そういうことを勘案しまして、歳入と歳出の差額をどのくらいの期間でいくら預ければいいかということをもまず考えます。
- それから、商品でございますけれども、先ほど申しましたように、歳計現金につきましては、長期の運用はちょっと不可能になります。いくら長くても半年ぐらいだと思います。
- それで、まず大口の定期預金が一番候補として挙がります。その次が譲渡性預金で、これは短期の、1週間以上1カ月未満ぐらいのことでございますけれども、この2つで運用しております。歳計現金につきましては、先ほど申しました理由から、国債とかそういうものには、期間の問題もございましてできませんので、今のところ、譲渡性預金と大口定期預金で運用しております。以上でございます。
- 丹澤委員 会計管理者はよくわかっているようで、自分の財産を増やす気持ちで、小まめに小まめに……。
- 今、1億4,000万円ほどが歳計現金であると。私の手元にあるもので

は1,800万円と、これは何なんですか。

新藤会計管理者

これは、18年度の一般会計の預金利子ということで、18年度にゼロ金利政策が終わりまして、つまり去年の話ですけれども、去年の7月ごろから金利が上がりが始めております。ことしと去年の平均金利で2.5倍くらい違いますので、期間と額によっても違うんですが、金利の差が大変大きくて、去年の一般会計の歳計現金だけだと1,800万円くらいですが、ことしですと1億4,000万円、そのうち特会の分がちょっと引かれますので実際はもうちょっと減るんでしょうけれども、運用日数等をかなり増やしたということで、去年と1けたぐらいの違いが出てきています。

丹澤委員

これは、ベースが同じでないと比較できませんから、昨年の決算の標準財政規模に対して利子をどれくらい稼いだかという、山梨県と同じぐらいの標準財政規模の団体を選んでもらって調査したわけでありまして。佐賀県はちょっと事情がよくわかりませんが、山梨県と同じぐらいですけれども、標準財政規模に対して3.4%ぐらいの利子を生んでいる。低いところは、香川県あるいは山梨県の総務部長をしていた(人が知事の)徳島県はわずか0.2%しかない。会計管理者で400万円しか稼げないという人は、首にしなくてはいけないんだと思うけれども、山梨県は今の話を聞きますと、去年の決算の段階でいきますと0.8%ですから、まあまあ上位のほうに去年もいたわけでありまして。ことしは、今のお話を聞きますと、1億4,000万ということですから、会計管理者が小まめに小まめに運用された成果だと思えます。ぜひ、基金においてもいろいろ工夫されて、こういうときですから、小まめに小まめに資金運用をされて、少しでも利子収入を多くするようにお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

内田委員

ちょっと関連で質問させていただきたい。この歳計現金の問題については、一昨年ですか、要するに、フローしているお金を、県が短期貸し付けしましたよね。今も、今年度中はやっているのかな、去年までやってきたんですね。ことしもそうですよね。

今の話を聞いていると、金利が上がってきたから1千何百万円が1億円になるという話を聞くと、私は何か、会計のサイドで非常におかしいことをやってきたなと思うんです。たしか、トータルで言うと百何十億円ぐらいを土地開発公社あるいは住宅供給公社に短期の貸し付けをしましたよね。4月1日に歳計現金から貸し出しをして、翌年の3月31日に銀行から借りた金で返してもらおうということをやってきましたよね。そうすると、今の議論だと非常におかしいことをやっていたなと思うんだけど、総務部長が変わられて、今度はそういうことをやらないということで、県が土地開発公社の土地も買い上げるということをやりましたよね。

そうすると、今まで私は何回も同じ議論をやってきたんだけど、頑として正しいんだということを言ってきたんですが、どうですか。今になってみて、あの当時やっていたことは、ちょっとおかしいことをやっていたと思いませんか。

原財政課長

歳計現金を入れる、いわゆる短期転がしというものでございます。短期の貸し付けで、年度内に貸し付けて、その当該年度内に返してもらおうというスキームです。これ自身は、地方自治法上、制度としては認められています。

土地開発公社が持っております米倉山、これが、特別損失がございましたので、この損失分を、実際、年度間、その当該年度内に運用していく際に、資金ショートをしてしまいますので、貸し付けざるを得なかったということでございます。当時までは血どめという形で施策をとってまいりました。その特別損失分の債務を返すというのではなくて、まずは血どめをしようという施策をとったわけでございます、この考え方における施策としては間違っていないかと考えております。

また、これから先につきましては、行政改革大綱に記載させていただいてますように、特別損失についても債務を消していくという施策をとっていくところがございますので、今後はこれを計画的に償還していくという施策をとっているところがございます。でありますので、当時の政策判断としては決して間違っていたということはないと考えておりますし、制度としては存在する制度を活用させていただいたということで、理解しております。以上であります。

内田委員

制度としては、その当時間違っていると思わないで運用したということだと思っただけけれども、今の地方自治法の規定から言っても、会計管理者というのは、この当時は出納長ですか、その時点での最良の、一番有利な方法で補完をなささいという規定があるわけですよ。金利が変わったということもあるんだけれども、何で考え方を変えたんですか。かなり長い年月、今までやってきたわけですよ。そして、我々が幾ら言っても受け付けなかった。今度は、転換をしたわけでしょう。そうしたら、考え方が変わったのか、では、何が変わったんですか。同じ議論を今まで何回もやってきてるんだよ。なぜ方向転換したのか。

原財政課長

まず、大前提といたしまして、出納のほうでは、現在あります歳計現金を最大に運用させていただいて利子収益を上げていただく、これが資金運用としてはあるべき姿でございます。

その前提といたしまして、まず政策判断として、歳計現金をどれだけ持てるかという前提があると考えております。その意味では、今までは米倉山について短期の貸し付けをやって年度内に回収するという政策判断をしてまいりましたので、まずそれに優先的に資金を充てて、それから余剰が生じた分について金利で運用させていただいたという形になります。

今回、平成20年度当初予算からは、行革大綱にございますように、短期貸し付けの額を少しずつ減らしていくということになっていきますので、その施策を先に優先して、その分に必要な財源を当て込んだ上で、余った分の歳計現金を少しでも有利に活用させていただく、これが出納での運用方法だと理解しております。

内田委員

財政課長の答弁の中に、「転がし」という言葉が出てきたでしょう。「短期転がし」と。「転がし」ということはもうだめなんだよ。そういう言葉を使うこと自体がもうおかしいんだよ。

では、今後の話にしますけれども、同じような方法をとりますか。短期の貸し付けをやるつもりですか。

原財政課長

「転がし」という言葉は、通称で使いました。申しわけありませんでした。正式には、短期貸し付けで、年度内に回収するものを短期貸付金と申し上げます。

短期貸付金制度については、何度かご説明させていただいておりますように、制度として否定されているものでも何でもございません。

内田委員 やるということね。

原財政課長 はい、その意味では、その制度自身が財政状況及び財政の運営の中で必要となれば、決してそれを選択肢として排除する必要はないと考えております。以上です。

内田委員 この議論は何回も何回もしてきて、縮減をしなさいという議論もしてきた。ところが、今、行財政大綱で、縮減していくというふうに変えたというでしょう。だったら、我々が言ってきたことがそのとおりになったということじゃないの。考え方を変えたということなんでしょう。縮減したほうが、今の財政状況に合っていると言っているんでしょう。そういう議論をしてきたんだよ、そのときに頑として受け付けなかったんだよ、それを言っているんですよ。ま、執行部自体が変わったから、あまりこの議論をしてもしょうがないんだけど、実態はそうなんですよ。まだ2年前ですよ。

古賀総務部長 今のお話というのは、この委員会の場でも、前にもご質問いただいたと記憶しておりますけれども、基本的には、先ほど課長のほうからも答弁いたしましたとおり、歳計現金について、運用するというものについては、最大限有利に運用していくと。ただ、どれだけを運用に回すかという部分については、言ってみれば、入り口のところで政策判断というのがあって、そういう中で、今まで土地開発公社に関しての債務、特別損失というものが生じておったわけです。こういうものについての処理方針というものがはっきりしていない中で、資金ショートを防ぐために、短期の貸付金という方法をとっていたということでございます。

今般、昨年末に行革大綱を策定する際に、こういう土地開発公社の問題についても一区切りつけて、将来的な方針を明確にしようという中で、その債務の、将来30年間をかけての処理方針とともに、それによって債務を縮小して、年々、短期貸付金による、言ってみれば土地開発公社の資金ショートを防ぐという対応については、毎年の債務縮減分だけ縮小していくということで、段階的に、その額についても縮小していこうという方針を立てさせていただきました。

したがいまして、新年度の予算上では、本年度であれば140億円程度の短期貸付金だったわけですがけれども、来年度においては、約86億円というような短期貸付金の額を予定しているということでございます。今後はこれが毎年数億円ずつ縮まっていく形になってこようかと思えます。

そういう点では、昨年の年末にこの土地開発公社の問題についての処理方針を立てるとともに、短期貸付金のあり方についても、債務を縮減させるとともに、短期貸付金の額についても縮減をしていく方針を立てたということでございます。そういう点では、新しい方針を県として策定して、それに基づいて今後はやっていきたいということでございます。以上です。

丹澤委員 財政課長、さっきのことで一つだけお聞きしたいんですけれども、確かにこの制度は法律に違反しているわけじゃありません。しかし、歳計現金を財源に充てるという予算を組むことは間違っていると、僕は思います。

もう一つ。こちらの制度は正しいですけれども、土地開発公社は一時借入

金という形で借りているんです。つまり、運転資金が不足するから金を貸してくれと。これは長期借入れですよ、ほんとうは。決算上は、やり方が間違っているんです。まさにこれは粉飾決算をしているんですよ、土地開発公社は。長期借入金であるべきものを短期借入れにし直して、県から一借をして、3月30日に返して、3月31日に借りて、4月に返すという、3月31日と4月1日の間は、深くて広い溝があるんですよ。そこを飛び越すための工夫なんです。財政課長さん、そこは間違っているでしょう、向こうの決算の仕方は。

原財政課長

先ほどの議長のご指摘とも、ある意味考え方が一致していると思います。見方としては、長期的に返済計画を立てていない中で、その債務を、その当時ありました施策のツールとしては、短期での貸し付けで何とか運用をしよう、こうした趣旨でございます。ただ本質的には、活用策も決まっていな中で長期的な債務かと言われれば、これは債務保証をしている分がございしますので、意図としては長期的に見るのが一つ適当なのかなという感じはします。

そのため、今回の行革大綱におきましても、債務保証分もすべて含めたものを県の借金としてとらえるという考え方に転換しておりますので、その趣旨で、長期債務として今回とらえ直して、整理し直した。よって、これに伴いまして、長期債務分として整理したものをいかに縮小していくかということで、毎年、30年間をかけた上で、この債務を解消するという処理をとったというところでございます。以上です。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 第54号 山梨県県税証紙特別会計補正予算

質疑

なし

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 第57号 山梨県公債管理特別会計補正予算

質疑

なし

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に一任した。

以 上

総務委員長 渡辺 英機